

軽井沢町自然保護審議会 会議録

1. 開催日時 令和8年7月22日（水）
15：30～17：00
2. 開催場所 軽井沢町役場2階 第3・4会議室
3. 出席者
委員：A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、
G委員、H委員、I委員、J委員、K委員、L委員、
M委員、N委員、O委員、P委員
（欠席：Q委員、R委員、S委員、T委員）
理事者：町長、副町長
事務局：事務局A、事務局B、事務局C、事務局D、事務局E、
事務局F
4. 議題
 - （1） 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例等の改正（公表規定の改正）について
 - （2） 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例等の改正（罰則規定の新設）について
 - （3） 「樹木管理及び緑化に関する基本方針」の策定について
 - （4） その他
5. 傍聴人数 6名
6. 議事内容 以下のとおり

1 開 会

【事務局A】（●●●●●●●●）

お忙しいところご出席いただきありがとうございます。【事務局A】（●●●●●●●●）でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしくお願いいたします。定刻となりましたので、ただいまから、軽井沢町自然保護審議会を開催いたします。

本日は委員20名のうち、出席者16名でございますので、軽井沢町自然保護審議会条例第6条第2項の規定による定数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

なお、【Q委員】（●●●●●●●●●●●●●●）、【R委員】（●●●●●●●●●●）、【S委員】（●●●●●●●●●●●●●●）、【T委員】（●●●●●●●●●●●●●●）より欠席の連絡を頂いております。

続きまして、事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告いたします。

【事務局 B】（●●●●●●●●）

【事務局 B】（●●●●●●●●）でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴希望者及び取材希望者の取扱いにつきましては、「軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針」に基づき、公開とさせていただきますのでご了承願います。

それでは、はじめに、本日の傍聴は 6 名でございます。そのうち、報道関係者は、【報道機関 A】（●●●●●●●●）、【報道機関 B】（●●●●●●●●）となります。

傍聴者の方をお願いいたします。傍聴される皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。また、本会議では、個人情報が含まれるものや継続審議となるものもありますので、その取り扱いには十分ご留意いただきますようお願いいたします。会議資料につきましては、個人でご覧いただいただく範囲でお持ち帰りいただいて構いません。ただし、資料につきましては、整理した上で公開可能なものを、後日町ホームページで公開いたしますので、SNS 等への掲載はお控えいただきますようお願いいたします。

【事務局 A】（●●●●●●●●）

続きまして、【町長】（土屋 三千夫 町長）より、あいさつを申し上げます。

2 町長あいさつ

【町長】（土屋 三千夫 町長）

本日は、お忙しい中、軽井沢町自然保護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の議題であります「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例」の改正につきましては、これまで「自然保護対策要綱等改正検討部会」において慎重に検討を重ねてまいりました。今回の改正が実現すれば、平成 22 年の条例制定以来となる大幅な見直しとなります。その内容も、公表規定の見直しや罰則規定の新設など、極めて重要なものとなっております。

また、「樹木管理及び緑化に関する基本方針」につきましても、制定に向けた検討を進めております。

本日の審議会は、これらの重要な案件についてご審議いただく大変大切な場であると考えておりますので、委員の皆様におかれましては、

慎重なご審議を賜りますとともに、本日の審議会が実り多いものとなりますことを祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3 会長あいさつ

【事務局 A】（●●●●●●）

続きまして、【会長】（●●●●●●●●●●）より、ごあいさつをお願いいたします。

【会長】（●●●●●●●●●●）

本日は、お忙しい中、軽井沢町自然保護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の審議会では、「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例等の改正について」及び「樹木管理及び緑化に関する基本方針の策定について」をご審議いただきますが、いずれも非常に重要な内容となっております。

本日の審議会は、今後の自然保護行政の方向性を定めるうえでも、大変重要な機会となるものと考えております。

事務局から既に皆様に資料をお送りしておりますので、概ね 2 時間という限られた時間ではございますが、有意義な議論を交わしていただき、効率的な審議となりますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

4 議 題

【事務局 A】（●●●●●●）

それでは、自然保護審議会条例第 6 条第 1 項により、会長が議長となりますので、【会長】（●●●●●●●●●●）に議事進行をお願いいたします。

- （1） 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例等の改正（公表規定の改正）について
- （2） 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例等の改正（罰則規定の新設）について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題にうつりますが、議題の（1）と（2）が密接に関

係した議題となっておりますので、（１）と（２）についてまとめて事務局より説明をお願いします。

【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●●）

まずは、資料１ページ、議題第１号をお願いいたします。

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例等の改正（公表規定の改正）について、別紙資料１－１及び資料１－２のとおりとする。

続きまして、議題第２号になります。資料７ページをお願いいたします。

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例等の改正（罰則規定の新設）について、資料２－１及び資料２－２のとおりとする。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。

条例改正につきましては、これまで検討部会の方で審議を重ねてまいりました。本審議会においてのこれまでの経過でございますが、昨年の７月に条例改正の概要説明とパブコメを実施する旨を報告いたしました。その後、昨年の９月にパブコメを実施したという状況でございます。

では、改正の概要についてご説明を申し上げます。資料１３ページ、参考資料Ａをお願いいたします。

では、１番上の改正の趣旨・背景でございますが、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例に基づき、特定の土地利用行為を行う場合には町長との事前協議を義務付けております。しかしながら、町長との事前協議を経ずに土地利用行為が行われている事例があることから、本条例の実効性（違反行為の抑制の実効性）を高めるため、公表規定の改正と罰則規定の新設を行うというものでございます。

その下の概要でございますが、公表規定の改正についてからご説明いたします。現状でございますが、町長との事前協議が義務付けられている土地利用行為について、次のいずれかに該当するときは、町長は当該土地利用行為者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができ、また、当該土地利用行為者が、正当な理由がなく当該勧告に応じないときは、その行為者の氏名、住所等を公表することができるという風にしております。

次のいずれかにというのが、下の（１）から（３）まででございます。

(1) は、事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき。
(2) は、事前協議の書類について虚偽の提出をしたとき。(3) は、自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の助言又は指導に対し、必要な措置をとらなかったとき、ということでございます。主な改正の内容でございますが、公表の対象者を、土地利用行為者だけでなく、宅地開発や建築物に係る設計者及び工事施工者（請負工事の下請人を含む。）に広げる改正をしたいというものでございます。

その下の2の罰則規定の新設でございます。

先ほど申し上げました(1)又は(2)に該当し、町長の勧告に従わない場合には、必要な措置を講ずるよう命じる規定（命令規定）を新たに規定した上で、当該命令に違反した者に対する罰則規定を設けるというものでございます。

主な改正の内容としましては、命令に違反した者に、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を科す、行為者のみならず、その法人等に対しても罰金刑を科すという内容でございます。

昨年7月に開催しました自然保護審議会から修正した点がありますので、申し上げたいと思います。

まず1つ目が公表規定の改正のところで、主な改正内容に「公表の対象者を、土地利用行為者だけでなく、宅地開発や建築物に係る設計者及び工事施工者（請負工事の下請人を含む。）に広げる。」という風にしておりますが、前回の審議会では、ここに工事監理者を加えておりました。しかし、その後の検討により工事監理者を削っております。その理由でございますが、工事監理者は、基本的には設計者とほぼ同じというか、同じ方が工事監理者を担うんですが、設計者と工事監理者が違う者である場合があります。工事監理者というのはどういう方かと申し上げますと、現場が設計通りに施工されているかを確認する者でございます。図面と現場が一致しているかどうかを確認するだけの方でありますので、その方に責任を問うということはできないだろうという判断から、工事監理者を削っております。また、その下の罰則規定の新設でございますが、前回は拘禁刑と罰金について具体的な数字は示しておりませんでした。その後の検討により、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金という具体的な内容を盛り込んでおります。

先ほど申し上げましたとおり、本件についてパブリックコメントを実施しております。その結果について、本審議会にはまだ報告しておりませんでしたので、今回報告をさせていただきたいと思います。

資料15ページ、参考資料Bをお願いします。

条例改正に関するものと軽井沢町の自然保護対策要綱等（合併処理浄化槽の処理水の処理方法）の改正に関する２つの案件について、昨年実施したパブコメの結果でございます。

提出件数が36件と書かれておりますが、条例改正に関しては29件でございます。結果を全て読み上げてしまうと時間が足りなくなりますので、私の方から口頭でご意見を紹介させていただきます。

まず、賛成の意見から申し上げさせていただきますと、町長の勧告に従わない者には厳しい措置をとることは致し方ないと思われそうですというようなご意見があったり、違反しても罰則がなければ条例の実効性はなきに等しいというご意見があったり、罰則規定によって実効性が格段に高まると期待をしているというご意見があったり、また、守れないことを前提に反対意見を述べる正当な理由が見当たりませんというような賛成のご意見がございました。一方、反対のご意見といたしましては、条例の法的限界や訴訟リスクに関する議論が乏しいのではないかとというご意見だったり、行政が気に入らない相手を実質的に社会から排除することができてしまうのではないかとというご意見があったり、重大な人権侵害やプライバシー侵害を引き起こす危険性がありますというご意見や、恣意的な判断や過剰な制裁につながる危険性があるというようなご意見がございました。

このようなご意見を踏まえつつ、これまで検討部会において審議を行ってまいりました。そうした審議を行った上で、先ほどの概要を具体的に条文にしたのが３ページ資料１－１でございます。こちらが条例改正の公表規定に関する新旧対照表というものになります。右側が改正前、左側が改正後になります。先ほどの概要を、法的ルールに沿って形にしたものでございます。なお、今回の改正に合わせまして所要の改正を行っております。

中身のあるところだけ説明をさせていただきます。

まず第15条のところ、ご覧いただきたいと思います。

改正前でございますが、町長は、土地利用行為者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土地利用行為者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができるという風にしておりますが、改正後においては、「土地利用行為者」という主語を削っております。これは対象の範囲を広げたためです。そして、その後に赤字で書いておりますが、「土地利用行為者又は当該土地利用行為に係る設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。）若しくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）」という風に対象を広げているというものでございます。また、第１号から第３号までについて、よ

り正確に丁寧にという意味で改正をしております。まず、第1号でございますが、事前着手の内容でございます。改正前は、「協議対象土地利用行為について、協議終了確認書の通知前に土地利用行為に着手したとき。」となっておりますが、この協議終了確認書というものが町との協議が終わった後に、町から相手方に通知をする文書になります。その通知の前に、行為に着手したとき、つまり事前着手のことになります。それについて、改正後でございますが、第10条の規定による通知、これが協議終了確認書の通知のことでございます。その通知がされる前に、当該土地において協議対象土地利用行為又はその準備行為があったときという風にしております。今回、準備行為があったときというものを加えております。例えば、分譲する前に伐採が行われるといったこともありますので、そうした準備行為についても事前着手としてみる改正を行っております。

また、第2号でございますが、改正前は、「第7条第1項に規定する土地利用行為協議書について虚偽の提出をしたとき。」という風にしておりますが、改正後は、「第7条第1項の規定により提出された土地利用行為協議書その他書類に虚偽の記載があるとき。」にしております。これは、虚偽の提出というよりは、書類に虚偽の記載があるときとした方がより正確な表現かと思いますので、今回改正をしております。

また、第3号でございますが、冒頭のところに「土地利用行為者が」という主語を加えております。「土地利用行為者が第9条に規定する助言又は指導に対して必要な措置をとらなかったとき。」となりますが、第9条を見ると、土地利用行為者に対して行う助言又は指導という風になっておりますので、そちらに合わせる形で、「土地利用行為者が」という主語を明記しました。

次の5ページ、資料1-2をお願いします。こちらは規則でございます。先ほどの条例にぶら下がるものが規則でございますが、条例に合わせまして規則についても改正をしております。中身のあるところとしましては、第1号と第2号にある「土地利用行為者」を「勧告を受けた者」としてしております。これは、勧告の対象を広げたことによる改正でございます。

次に9ページ、資料2-1をお願いします。こちらが条例で、罰則規定の新設に伴う改正でございます。まず、第16条に命令規定を加えております。次に、第20条に罰則規定を第21条に両罰規定を加えております。両罰規定は、従業員だけではなくて、その法人に対しても罰金刑を科すことができる規定となります。

続きまして、11ページ、資料2-2でございます。こちら、規則の改正でございます。罰則規定の新設による条例改正に伴いまして、こちらの規則を改正するものでございます。条例の改正で起きた条ずれを手当てする改正となっておりますので、説明は割愛させていただきたいと思います。

公表規定の改正と罰則規定の新設に係る新旧対照表は、先月開催いたしました検討部会において表決を行ったところ、賛成多数となったものでございます。

それでは、今後の流れについてご説明を申し上げます。公表規定の改正につきましては、本日の審議会において賛成多数となれば、9月議会に改正条例を提出させていただく予定でございます。また、罰則規定の新設については、本日の審議会で賛成多数となれば検察庁との協議を開始しまして、検察庁から支障ない旨の回答が得られましたら、その旨を検討部会と本審議会に報告をさせていただいた上で、来年3月の議会に改正条例を提出させていただきたいという風に考えております。

なお、施行日でございますが、公表規定の改正については、令和8年10月1日を予定しております。また、罰則規定につきましては、令和9年10月1日を予定しているところでございます。

説明は、以上となります。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

事前協議を行う法的な義務は、第7条では土地利用行為者である。その義務を負う者が違反した場合に、罰則を受けたり勧告を受けたり、公表されるというのは妥当だと思うんですけども、義務を負っていない者まで対象にする根拠を教えてください。それは義務と責任の範囲を超えているのではないかと思っていて、私自身は行き過ぎた改正ではないかなと思っています。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

おっしゃる通り、事前協議自体は土地利用行為者が行わなければならないものというふうに規定をしております。そうした中で、今回対象を広げるということでございますが、当然、第一義的には土地利用

行為者がその責任を負うべきものだと思います。ただ、それに関連する事業者についても提出する義務はないんですが、行為を行うという上で、土地利用行為者と請負契約等を結んでおりますので、一体でその行為を行っているというふうに我々としては考えているところがありますので、今回、勧告、公表、そして罰則の対象として広げさせていただきたいというものでございます。

【B 委員】（●●●●●●●●）

今回の議案は、大変重要かつ優れたものであると考えております。町長がお話になられたように、手続条例が2010年に施行され、15、6年が経過する中で、強制力を伴った形には至っていなかったため、要綱あるいは手続条例の中にあるループホールの部分を突いて、何も罰せられないといったことが繰り返されていたと認識しています。例えば、300平米以上の樹木の伐採は事前協議の対象ですが、切った者勝ちというような事例が多々あったかと思います。それは建築確認の前の準備行為的な部分になって、相続が開始するとか、売買が始まる時に業者がそうした行為を進めてしまうといった事例が頻発していたと思います。他の事例もあるとは思いますが、そうしたことを踏まえて今回の議案になっていると認識しておりまして、賛成を申し上げたいと思います。また、手続的にもしっかりした過程を通じて、ここに至っていると思っております。

【事務局B】（●●●●●●●●）

私が先ほど申し上げたところで、訂正をお願いいたします。新たに勧告、公表の対象となる者に対しても罰則規定も適用するという風に申し上げてしまったんですが、新たな対象者に関しては、勧告と公表についてのみ対象となります。罰則については、土地利用行為者のみが対象という形になりますので、訂正をさせていただきたいと思います。

【C 委員】（●●●●●●●●）

土地利用行為者以外に広げるというのは、江戸時代の五人組制度で、非常に時代に後退した考え方だと思います。これは土地利用行為者だけの責任であって、設計者とか工事の請負人とか、そこまで広げるというのはちょっと行きすぎじゃないか、全く筋違いだと思っています。また、これを町が行うっていうことに大きな疑問があるんです。というのは、木もれ陽の工事が終わりました、県の検査がありました。翌

日から緑地を駐車場に改変したんですね。地元住民への説明は緑地だけど、行政がそれをやったんです。行政がそういうことをやっているところに、このようなものを持ち出すのは不信感しかありませんね。

【元町長】（●●●●●●●●●●）の時でしたが、県の検査の時は緑地として通して、翌日からそこを駐車場に改変し始めたんです。そういう事例があって、一体誰がそれを監督するのかということですね。人のことを言う前に自分がそういうことやってたんじゃ、これは考えられない改変だと私は思っています。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他にご意見ございますか。

→一同なし

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題1の公表規定の改正と、議題2の罰則規定の新設について、それぞれ挙手による表決を取らせていただきます。

【D委員】（●●●●●●●●●●）

事前審査に当たる可能性がありますので、棄権をお願いします。他の議員2人もそのように申しています。

【会長】（●●●●●●●●●●）

わかりました。それでは、【D委員】（●●●●●●●●●●）、【E委員】（●●●●●●●●●●）、【F委員】（●●●●●●●●●●）は、棄権となります。

まず、議題（1）軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例等の改正（公表規定の改正）について、原案のとおり、本件の承認について賛成する方は挙手願います。

→9名賛成

【会長】（●●●●●●●●●●）

過半数を超えておりますので、本件は承認といたします。

次に、議題（2）軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例等の改正（罰則規定の新設）について、原案のとおり、本件の承認について賛成する方は挙手願います。

→ 9 名賛成

【会長】（●●●●●●●●●●）

こちらと同じく 9 名の賛成があり、過半数を超えておりますので、本件は承認といたします。

（３）「樹木管理及び緑化に関する基本方針」の策定について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（３）になりますが、樹木管理及び緑化に関する基本方針の策定について、事務局よりお願いします。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

資料 29 ページ、議題第 3 号をお願いいたします。

樹木管理及び緑化に関する基本方針の策定について、軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会における協議内容及び今後の予定を報告します。

こちらの内容につきましては、昨年 12 月の本審議会において、頭出しをさせていただいた案件になります。この基本方針は、これまで複数回にわたり検討部会において協議を行ってまいりました。先月の部会では、この方針案について賛成多数でパブリックコメントを実施することについて承認をいただきました。本日の審議会での報告を経まして、速やかにパブリックコメントを実施させていただきます。それでは、基本方針案について昨年 12 月の審議会で頭出しをさせていただいたところから修正した点を説明させていただきます。

資料 31 ページ、参考資料 C をお願いします。

中身がある修正点のみ説明させていただきます。資料 33 ページ、基本方針の 2 ページをお願いします。

「適用範囲」を削っております。削った理由としては、他のところに移動させたということでございます。この基本方針ですが、樹木の管理に関する内容と、建築物の新築・改築のときの新規植栽に関する内容の 2 つを含んでおります。削ったところをご覧いただきたいと思います。基本方針が適用されるのは建築物の新築又は改築を行う場合としますという風に書かれておりまして、この位置にその内容を入れてしまうと、今申し上げました樹木の管理に関する内容が既存の住宅に適用されなくなってしまう。管理に関する内容は既存の住宅

に関しても適用させるのと同時に、建築物の新築・改築する場合には新規植栽に関する内容を適用させたいというものでございますので、一旦この位置からは削り、建築物の新築・改築のときの新規植栽の項目に、この文言をそのまま移動させたというものでございます。

資料36ページ、基本方針案の5ページをお願いします。

まず、(1)の樹木の管理に関する方針のところでございます。緑のポツが3つあると思いますが、1つ目のポツをご覧いただきたいと思います。「剪定により適正な管理を行うこと」を削っております。理由としましては、その下にあるポツのところに剪定の管理に関する内容を入れ込みましたので、ここでは削っております。また、その右に「間伐又は世代更新のために必要な場合を除く」を新しく加えております。こちらに関しては、原則は保存だけでも、例外として、間伐や世代更新のための伐採は除くということをはっきりと明文化したものでございます。その下のポツをお願いします。「間伐により適正な管理を行うこと。ただし、定められた緑化率(「6-2 緑化率」を参照)を下回らないようにすること」を削っております。理由といたしましては、まず、「間伐により適正な管理を行うこと」は、その後に出てくる文章に入れておりますので、一旦ここでは消しております。また、「ただし、定められた緑化率(「6-2 緑化率」を参照)を下回らないようにすること」を削りましたが、この項目に緑化率を入れてしまうと既存の住宅にこの方針の中で定めている緑化率が適用されてしまいます。既存の住宅に、いきなり緑化率を適用すると言っても意味がない、実効性がないものとなってしまいますので、ここでは緑化率の文言を削っております。その文言の代わりに「過密の解消及び樹木の健全な生育を図るため、剪定及び間伐により適正な管理を行うこと。ただし、間伐に当たっては、将来にわたる豊かな緑量及び良好な景観を損なうような間伐は行わないこと。」を新たに加えております。ただ、これだけの文言だと、どこまでを間伐として良いのか議論になるところがありますので、「解説」を加えたいと考えております。一旦左の位置に入れておりますが、最終的には適正な場所に移動させます。「解説」の中ですが、「間伐は、樹木同士の過密を解消し、残された樹木が光を浴びてより健全に大きく育つために必要な行為です。ここでの「～を損なうような間伐」とは、間伐を理由に敷地内の大半の樹木を一度に伐採し、周辺からの目隠し効果を失わせたり、地域の景観を急変させたりする行為を指します。間伐を行う際は、敷地全体として一定の樹木密度が保たれるようにしてください。」ということで、間伐の定義をより詳しく記載したものでございます。ま

た、その下の（２）に新規植栽に関する方針がありまして、先ほど削った文言がこちらに移動しております。

緑化率については、この下にそれぞれのエリアごとに定められた緑化率を規定しております。

主な修正点としては以上となります。

そして、前回の検討部会の中で、居住地域、住宅エリアに緑化率を設けることが非常に酷ではないか、新たに家を建てる建築主の方にはかなり費用的な負担を強いてしまうのではないかなというようなご意見がございました。そうしたご意見に関して、なぜ事務局が住宅エリアに対しても緑化率を設けなければならないと思っているかの理由について動画をご紹介させていただきたいと思います。検討部会の委員の方は、既にご覧いただいていると思いますが、初めての方もいらっしゃると思いますので、その動画を流させていただきます。この動画ですが、【住宅メーカー】（●●●●●●）が作成した動画です。【住宅メーカー】（●●●●●●）は、３本は鳥のため、２本は蝶のため、地域の在来樹種をというコンセプトに基づきまして庭作りに取り組んでおり、そのプロジェクトについてまとめた動画となります。

→動画放映

【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございました。こうした観点からも町としましては、住宅エリアに緑化率を適用するのも適切ではないかなという風に考えているところでございます。

先ほど申し上げましたが、本審議会後、パブリックコメントを実施していくという流れとなります。

説明は以上となります。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ただいま事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何かご質問とかご意見ございますか。

【Ｇ委員】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。審議会への報告ということは理解した上でなんですが、部会でも、私の方では３点ほど挙げて反対理由を述べさせていただきました。部会の方では事務局からも回答をいただいてまして、議事録によりますと、事務局の方も運用が非常に難しいという

言葉が2回ほど出てくるぐらい大変に難しいと。1番難しいのが、緑化率をどの時点で判断するかというところになります。3点申し上げさせていただいた問題点の中で、ここが行政側の運用として1番難しいんじゃないかというところを指摘させていただきまして、事務局からも同じように非常に難しいという認識をお伝えいただいておりますので、行政側が難しいと思っていることを一般の方に理解してもらっているのは非常にハードルが高いんじゃないかと。また、議事録では、事務局からこの運用の方法について、植えた時が緑化率を満たすように、我々が判断しやすいようにさせていただきたいと考えていますという発言があったんですが、何度読んでもなかなか理解ができなくてですね。結局、いつの時点でどのような判断をされるのか、その辺は各家庭のお庭作りの計画に沿った形でいいのではないかとということを再度申し上げさせていただきます。以上です。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

緑化率については、当然、施主の方におかれましてもご理解いただきたいところではありますが、施主の方だけではなくて、不動産業者や建設会社といった専門家の方々がいらっしゃいますので、そういった方々にしっかり理解をしていただいた上で、その方々を通じて、施主の方にもしっかり説明をしていただきたいという風に思っていますし、当然、町といたしましても緑化率の難しいところについては、丁寧に説明を申し上げさせていただきたいと思います。窓口等でそういった質問をいただければ、丁寧に回答させていただきたいなという風に思っております。

いつの時点の緑化率かについてのお話でございますが、新築・改築する時に図面に樹木の位置等を落としていただくことを考えております。図面を見て、緑化率を満たしているかどうかを判断させていただくというような流れを考えています。

【B委員】（●●●●●●●●●●）

この前の検討部会でも申し上げたんですが、当初は緑化率が突然出てくるような印象があり違和感もありましたが、木竹の伐採がおびただしい勢いでされていく流れの中で、こうした新しいガイドラインができることは一定の意味があるかと見ております。ただ、部会でも申し上げたとおり、この緑化に関するガイドラインの中には、自然保護と景観が入っている一方、要綱の中には、自然保護とともに、色や形状の問題等、景観に関する内容も含まれています。この緑化に関する

ガイドラインが、要綱等のどの現存の規定に関連しているのかと事務局の方にお伺いしたところ、どこにも含まれず独立したガイドラインとのコメントを頂きましたが、それですとやはりどの現存の規定に関連するかわからないことにならないかなと思います。また、景観法の関係では、長野県の定めた「軽井沢町の景観育成基準ガイドライン」があり、自然保護対策要綱及び手続条例の体系と別になっています。今回の緑化に関するガイドライン案は、景観法の体系にもかかわりますので、両者とうまく接続できるように設計をされると良いのではないかと存じた次第です。

【会長】（●●●●●●●●●●）

確かに前回の部会の時にも、そうしたご意見があって、連続性や一体性がないとガイドラインを作ってもバラバラで実効性が薄くなるんではないかというご指摘ですけれども、重要な点かと思います。

他にご意見ございますか。

【H委員】（●●●●●●●●●●）

緑化率とはちょっと違う観点なんですけれども、基本方針の5ページの新規植栽に関する方針のところですが、地域の景観や特性を踏まえ、当該地域により適切な樹木がある場合は、その樹木を植栽することとあるんですが、町で適切な樹木とは何かというような案内はあるんでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

基本方針2ページの図をご覧くださいと思います。右上に本基本方針が書かれておりまして、その下に植栽ガイドラインがあります。この植栽ガイドラインを今年度と来年度の2か年にわたって作成する予定です。その中で、このエリアにはこういった樹種を推奨しますとか、もう少し細かい内容を落とし込みますので、この植栽ガイドラインを参考に植栽をしていただければと考えています。

【H委員】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。実際に植栽されている樹木の中には、ジューンベリーだとか、実がなるとクマがよく食べに来るものとか、あとは在来植物でも山桜の仲間であるとか結構クマの誘因物になっているので、そういった危険性のある樹木も植栽ガイドラインの中で取り扱っていただくといいのかなという風に思います。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

そういった観点も踏まえつつ、策定作業を進めさせていただきます。

【I 委員】（●●●●●●●●●●）

基本方針の 5 ページに、公の施設など緑化率を適用することが適当でない施設ってあるんですが、先ほどの 5 本の木の考え方を適用すれば、例えば学校とか児童館、保育園にも同じようなやり方で緑化することができるんじゃないかって思ってしまいます。鉄道施設は、防風林で計算することができるといいんですけど。そういうことを踏まえると、公のものが外されてしまうってことは、子供たちが生活していく学校とか保育園とかで自然に触れることが少なくなってしまうようなことになるんじゃないかってことが 1 点目です。2 点目は、植栽ガイドラインの件なんですけど、在来の木をどうやって調達するのかっていう調達方法も含めてガイドラインに入れるとか、植木屋さんの協力を得るとか在来の木を苗として増やすようなこともお考えなんでしょうか。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

まず、1 点目の公の施設の適用除外についてですが、この基本方針が適用されないからと言って、樹木を植えなくていいっていうことではなくて、もちろん、必要なところには、公の施設として、適切に植えていただく必要があるという風に思っています。ただし、公の施設は、避難所的な意味合いもありますので、そういったところに緑化率を適用させるということは、そぐわないのではないかという理由で適用除外にしています。次に、植栽ガイドラインのお話ですが、入手のしやすさといった観点も踏まえて植栽ガイドラインを作っていく考えでいますので、いただいたご意見を踏まえつつ策定作業を進めていきたいという風に考えています。

【B 委員】（●●●●●●●●●●）

整合性の観点からのコメントですが、要綱の中にこういうものがございます。後退距離の中で、10メートル以上の健全な樹木については極力保全することという項目がありますが、これを前提に保全地区で 1,000 平米の正方形の土地を考えますと後退距離部分だけで 4 割近くに計算されてしまうと思われれます。現在の緑化ガイドライン案の 25 パーセントとの乖離があるようにも思われれますので、こうした要綱の規

定等との整合性も論理的に説明ができるようにしていただければと思います。他の自治体の事例、例えば京都市の事例等と比較し、理解を得ていくのも必要かもしれません。それから、軽井沢由来の樹木については、旧軽井沢地区の景観育成住民協定の付属書類に、推薦される樹木名のリストを専門家意見を踏まえて利用させていただいております。以上参考情報です。

【A 委員】（●●●●●●●●●●）

部会でも申し上げましたが、町として、緑化率という数値目標を示すのは反対です。【住宅メーカー】（●●●●●●）のような一企業のCSRマーケティングと、町の方針として緑化率という形で数値目標を出すのは別次元の話であって、一企業でやるのであればいいと思います。町がこういう緑化率という風な形で方針を出すっていうのはやはりいかなものかなと思います。例えば、今回、居住地域で敷地面積が500平米未満で10パーセントっていうことでいくと、多分、駐車場でいくと15坪ぐらいなので、2台分ぐらいかなっていう風に思います。それぐらいの面積を、町として、こういう風なもので使ってくださいっていう、ある意味制約を課すということについての、妥当性はあまりないのではないかなと思っています。もちろん、方針として、【住宅メーカー】（●●●●●●）のような形で示すのは、ありなのかなと思うんですけども、率という形は行き過ぎだと思います。もし、5本の木が苗木だとしても、長い時間をかけて、ご家庭でその木を育てていくという風な心を育てていく方が大事なのであって、新築もしくは改築の時に、言い訳のように、ある程度の率を満たすために木を植えるっていうのだと、何の気持ちも育たないのではないかなという風に思いますので、緑化を推進するという方針は賛成ですけども、率という風な形はやめた方がいいなという風に思います。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他にご意見ございますか。

【D 委員】（●●●●●●●●●●）

緑化方針の位置付けについてお尋ねしたいんですけども、先ほどの【B 委員】（●●●●●●●●●●）の質問と少し重なるところがあるかもしれませんが、私も部会の中で、緑化率ということで、数字として示していくということについて、緑化方針については賛成するんですが、緑化率として定めることについては若干の懸念を表明させていた

できました。特に住居地域ですが、さまざまな住宅事情、それから金銭事情がある中で、どの程度守られていくのかというところですね。それから、私もよく聞くんですが、緑化イメージの平面図がありますが、地境に植えていくようなイメージ、これが近隣トラブルを呼び込まないかっていうことですね。先日も、相談を受けたんですが、お隣さんの木が伸びてきて非常に困ると。役場に相談したんですが、基本的に民間同士でお隣さん同士でっていう風なことを言われてしまうわけですね。ただ、やっぱり軽井沢の事情として、お隣さんと全く連絡が取れない場合も結構あって、その方も困っていたということで、こういう近隣トラブルも呼び込まないようにしなければいけないんじゃないかという意味で懸念は示させていただきました。質問に戻りますが、先日の部会後に新聞報道が出まして、強制力を持つというよりは参考にしてもらいたいという風なイメージなんだという記述があったんですね。この緑化方針を、町としてどの程度の拘束力、強制力を持たせて指導していくのか、伺いたいと思います。

【事務局 B】（●●●●●●●●）

当然、この方針は、条例等ではありませんので、強制力を持つものではありません。位置付け的には、ガイドラインと同じような位置づけになるかと思いますが、一般の方から、例えば、どのくらい木を植えたらいいいのか、守ったらいいいのかというようなご意見も環境課にいただくことがあります。そういったご意見も踏まえて、町としては、このぐらいの緑化率を意識して、守っていただければいいですよという一つの目安というか指針を取りまとめたものと考えています。

【事務局 A】（●●●●●●●●）

補足をさせていただきますと、先ほど、近隣との境に植栽をされてトラブルになるというご意見がありましたが、先ほど【事務局 B】（●●●●●●●●）から説明もありましたように、家を新築するとき、改築するときに図面に落とし込んでいただく。そこで植栽位置を示していただくことで、逆に近隣トラブルになるからもう少し後退したところに植えてくださいねという指導もできると思いますし、道路沿道についても電線にかかるような、高木になるような樹木については控えて、中木にしてくださいというような指導もできるかなという風に考えております。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他にご意見ございますか。

【H委員】（●●●●●●●●●●）

私は、先日から委員に加わったので、最初の議論に参加できていないので、今更こんなこと言われてもという感じかもしれないんですけども、こちらの基本方針の目的が景観だけではなくて、自然保護も目的にされているということであれば、裸地に新しく木を植えることよりも、元々あったその土壌を保全することの方が自然保護にとっては重要なんですね。そういう意味では、緑化率という物差しよりも、いかにその本来の土壌が残されているかということの方が自然保護の上では重要になるんですけども、その点に関して何か今まで議論などはあったのでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

検討部会の中で、土壌に関してお話をさせていただいたこともあります。すみません、今ははっきりとお答えできないんですが、ただ、この基本方針についてはあまり範囲を色々広げてしまうと軸がぶれてしまうというところもあるので、この方針に関しては、樹木というものに特化をして記載をさせていただいているというところであります。そのような土壌に関する議論も過去にしたことがあるという状況です。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

補足ですが、確か【I委員】（●●●●●●●●●●）から土も大事にしましょうというお話はかねてからいただいてまして、植栽ガイドラインの中で、町の歴史と土壌的なことも盛り込みながら、軽井沢町にはこういった土の特性があって、そこにはこういう樹種が適してるんですというようなストーリー立てでガイドラインは作成していきたいと思っています。

【H委員】（●●●●●●●●●●）

古い別荘地や住宅地には、かなり古くからそこにある植物などが生き残っている可能性が高いんですね。そういった場所では、いかにその土壌とかそういった植物が保存されるかっていうことが重要だと思いますので、ぜひ、植栽ガイドラインの中には、そういった本来ここにある、そして残すべき植物というものも紹介いただけるといいの

かなという風に思います。

【会長】（●●●●●●●●●●）

大事な点だと思います。他にご意見ございますか。

→一同なし

【会長】（●●●●●●●●●●）

本件は報告事項ということになりますので、表決は取らずに次の議題に移らせていただきます。

（４）その他

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（４）その他になりますが、事務局から何かございますか。

【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●●）

事務局よりご報告があります。参考資料Ｄをお願いいたします。

こちらの「夏期工事（騒音・振動）自粛期間の適切な運用」は、本審議会においてはまだ提出したことがない内容のものです。こちらに関して、説明をさせていただきたいと思います。令和７年２月に、この内容について検討部会で審議を行い、採決を実施しましたら、反対多数で継続審議となった案件でございます。まず、内容についてご説明をさせていただきます。まず、上の箱の「現状・改正趣旨」からご覧いただきたいと思います。事業地周辺の静穏の確保に支障を及ぼすおそれのある行為を自粛するように、現在自然保護対策要綱の中で規定をしております。２つ目でございますが、具体的には、７月２５日から８月３１日までの間は、原則として建設工事等は実施しないものと現在自然保護対策要綱の中で規定をしております。また、３つ目でございますが、非常災害のため必要な応急措置として行うものや公共上下水道、電気供給、電気通信等の公益性の高い生活基盤の維持のため必要不可欠なものなどは、周辺住民等の理解を得た上で実施することができるというふうに要綱の中で現在規定をしております。そうした中で、その下の丸になりますが、非常災害のための応急措置などについては、直ちに実施できるよう見直す必要があると町としては考えております。さらに、その下にありますが、単に工事車両が駐車してある

ことや、工事車両が道路を通行していることについても工事自粛期間の規制対象であると誤解を生んでいるため、「静穏の保持」という、自粛期間本来の趣旨について曖昧さを排除する必要があるというふうに町として考えております。その下の「改正概要」でございますが、非常災害のための応急措置などについては、直ちに実施できるよう改正をしたいということが1つ目。2つ目は、騒音・振動が生じない内装工事（周辺の交通に支障を及ぼすおそれのあるものを除く。）は、自粛の対象外とすることを明文化。3つ目は、夏期工事（騒音・振動）自粛期間においても例外的に実施することができるものとして、公共上下水道を規定しているが、自営工事に係るものを除くことを明確化。この自営工事というものは、施設管理者以外の者が、当該施設に係る工事をしようとするときに、事前に自営工事許可申請を行い、町の承認を受けた上で行う工事のことです。一般的な住宅を建てる場合に、この自営工事の申請をして上下水道の工事を行うというものでございますが、そういったものを除くということを明確化したいという改正でございます。左下の現行の箱をご覧くださいと思います。「7月25日から8月31日までの間は、原則として建設工事等は実施しない。ただし、非常災害のための応急措置、公共上下水道、電気供給、電気通信等の公益性の高い生活基盤の維持のため必要不可欠なものなどは、周辺住民等の理解を得た上で実施することができる。」を「7月25日から8月31日までの間は、原則として建設工事等は実施しない。ただし、非常災害のための応急措置、公共上下水道（自営工事に係るものを除く。）、電気供給、電気通信等の公益性の高い生活基盤の維持のため必要不可欠なものは、実施することができる。また、騒音・振動が生じない内装工事（周辺の交通に支障を及ぼすおそれのあるものを除く。）などは、周辺住民等に説明した上で実施することができる。」という風に改正したいといったものについて、先ほど申し上げましたとおり、令和7年2月の検討部会においては、反対多数で継続審議となったところでございます。その反対者の中には2つの意見がございまして、1つが、改正内容に反対する者、現状のままだいいという反対意見と、そもそも自粛期間は不要ではないか、又はもっと期間を短くするべきといった2種類の反対意見がございました。そうしたことから、先月の検討部会では論点を絞って審議を行いました。1つ目の論点が、非常災害のための応急措置などについては、直ちに実施できるよう改正、2つ目の論点が、騒音・振動が生じない内装工事（周辺の交通に支障を及ぼすおそれのあるものを除く。）は、自粛の対象外とすることを明文化、3つ目の論点が、夏期工事自粛期間にお

いても例外的に実施することができるものとして、公共上下水道を規定しているが、自営工事に係るものを除くことを明確化という論点を絞って審議を行いました。それ以外の論点、つまり工事自粛期間の廃止とか期間の短縮などについては、別の議題として今後検討部会で審議を行っていくというような状況でございました。そうした状況の中で、先月の検討部会において審議を行ったところ、内装工事のみ自粛の対象外として認めるということではなくて、外壁塗装などの騒音・振動が生じないものも自粛の対象外として認めていいのではないかなというようなご意見がございまして、事務局としては、ご指摘の通りだなというところがありましたので、再度検討させていただきますということで、検討部会で継続審議となっている状況です。部会でこうした案件を継続審議していることについて報告させていただきます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

【Ⅰ委員】（●●●●●●●●●●）

家の中のガス工事とか、あるいは屋根の上の太陽光設備をつけるっていうのはダメなんですか。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

基本的に工事については皆さんに自粛をお願いしています。ただし、ガスの工事やエアコン設置なども工事には該当するんですが、例えばそれをつけないことによって命に関わる場合もありますし、お風呂の工事とかも、それをやらないと生活が成り立たない、要はお風呂にも入れないっていうような状況であれば、それについて全てをやめてくださいということは申し上げておりません。ですので、ケースバイケースになりますけど、生活に密着している命に関わるものなどについては、問い合わせがあっても、それについてやってはいけませんとか、そういうお話はしてないという状況です。なので、例えば太陽光発電が故障して、それによって火事の危険性があるとか、そういうのであれば、それについて町としてやってはいけないということとは言えません。ただ、新設でやるのであれば、別のタイミングというのがありますので、自粛期間中はご遠慮いただいているというのが実情でございます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他に何か質問・ご意見等はございますか。

【J 委員】（●●●●●●●●●●）

騒音、振動を伴う工事ができないってということなんですけど、騒音・振動を伴わない工事が自粛の対象外になった時に、夏の混んでいる時期に工事をする車両が入ってくると、交通の妨げになってしまうことがあるので、そういう場合はちょっと困ってしまうので、そういう点も考えていただけたらと思います。

【会長】（●●●●●●●●●●）

夏期の渋滞は、非常に厳しいものがあるので重要な視点かと思います。

【K 委員】（●●●●●●●●●●）

25日から自粛期間に入るわけで、町の方にも指導していただきたいんですけども、駆け込みの工事が非常に多いんです。日曜日もあるし、早朝7時頃から、あるいは夜7時過ぎまで、ガタガタやっている工事が見受けられますので、やっぱり計画の段階であらかじめ余裕を持った計画かどうかということをきちんと指導していただきたいというふうに思います。私の家の近くでもすごい工事ばかりで、あと数日我慢すればいいんだなという風に思っていますけども、いずれにしても、余裕を持った計画を町の方でぜひ事前指導をお願いしたいという風に思います。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

土地利用行為の手続の際に、あらかじめ夏期工事の自粛期間中についてはご遠慮いただきたいということで、説明して、余裕を持って実施するようお話はさせていただいているんですが、7月25日のタイミングで工事がギリギリだとか、キレが悪いとか、そういうのがあるらしく、やられてる方はいらっしゃいまして、本日も苦情はいただいて、夜遅い時間にご遠慮くださいとか指導はさせていただいてるんですが、強制的にはやめさせられないので、近隣への説明や、トラブルにならない程度の業務にしてくださいということでお話はさせていただいているのが実情です。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他にご意見等はよろしいですか。

【B 委員】 (●●●●●●●●)

前回の部会でも申し上げましたが、エンジンブロアーの音の関係です。お盆を過ぎますと落ち葉が相当増えます。あるいは、その前からもかなり増えるわけですが、エンジンブロアーの90デシベル前後の音が朝から響き渡る現状に対し、役場の方からご指導をなんとかいただけないかなと常々思っております。業者さんの方に言ってくださいというお話も伺い、私どもも業者さんの方に申し上げておりますが、一業者さんだけ対応しても、なかなか全体的にはどうにもならないというような状態です。

【事務局C】 (●●●●●●●●●●)

夏期の自粛期間の関係と兼ね合わせてご説明させていただくと、草刈りとかブローの音については、自粛の工事には該当しない、要は維持管理部分になります。草が伸びて景観的に悪いということで、ビバーやブローを使う方もいらっしゃる中で、ブローを使っているから全て規制ということは難しい部分がございますので、現時点では、こちらにお問い合わせがあった際には、常識の範囲内という言い方は変かかもしれませんが、朝早くではなくて日中の生活音とする段階でやってくださいとかっていうことでお願いはしておりますが、皆さん、工事の自粛と勘違いされて、音が出ればなんでもダメだという形でお問い合わせをいただくんですが、実際の維持管理部分についてまで全てを規制することは難しいということで、現在そのような指導をさせていただいております。

【会長】 (●●●●●●●●●●)

他にご意見はありますか。

【Ⅰ委員】 (●●●●●●●●)

夏期の工事に関する苦情の件数っていうのは例年どのくらいあって、どういう対応をしたのかっていうような統計はあるんでしょうか。

【事務局C】 (●●●●●●●●●●)

昨年度の夏期工事に関して自粛の通報があった件数になりますが、56件になります。そのうち、本当の工事ということで来たのが41件ありましたが、実際に工事をやっていたのは10件ほどで、あとは事業者

が品質管理のためにいた案件になります。先ほどの56件のうち、草刈りをやっている音がうるさいということで15件ほどいただきまして、私どもの方で現場に行って、あまりに早朝だった場合がありますので、日中にしていただきたいということでお話ししたものが 있습니다。

【Ⅰ 委員】（●●●●●●●●●●）

環境課はすごく忙しいと思うんですけど、こういう苦情に対する対応の人員っていうのは、【事務局C】（●●●●●●●●●●）から見て間に合っているっていうか、手が足りているとお考えでしょうか、あるいはすごく足りなくて大変だとお考えでしょうか。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

自粛期間につきましては、環境課の職員が全員で、1日あたり2名ずつ割り当てしております。連絡が来た際にはその都度現場に行ってお話をさせていただくことをやっておりますので、実情、現時点では係単独というわけではなく、環境課全体で対応している案件になります。

【会長】（●●●●●●●●●●）

本当に大変だと思います。どうもありがとうございます。
他に何かご意見とかございますか。

→一同なし

【会長】（●●●●●●●●●●）

以上で本日の議題は終了しましたので、進行は事務局にお返ししたいと思います。

5 閉 会

【事務局A】（●●●●●●●●）

議事進行ありがとうございました。

長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、軽井沢町自然保護審議会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。